

平成25年(ワ)第46号、同第220号、平成26年(ワ)第224号  
損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか1573名  
被 告 国 ほか1名

### 第10準備書面

平成27年7月15日

福島地方裁判所いわき支部 御中

被告国訴訟代理人弁護士	樋渡利美	代 
被告国指定代理人	岩崎慎	代 
	寺岡拓也	代 
	千葉健一	代 
	大友亮介	代 
	杉山典子	代 
	宮崎繁人	代 
	瀬島由紀子	代 
	前沢智樹	代 
	菊池憲久	代 
	澁谷正樹	代 
	佐藤友弥	代 

角掛幹也(代)  
松田朋子(代)  
森脇聰巳(代)  
黒石達弥(代)  
小館卓司(代)  
樋口義明(代)  
志賀富士夫(代)  
鶴徳学(代)  
由利忠晴(由利)  
渡邊雄一(代)  
千葉基(千葉)  
鶴園孝夫(代)  
武田龍夫(代)  
泉雄大(代)  
三田裕信(代)  
竹本亮(代)  
村川正徳(代)  
中川幸成(代)  
木村真一(代)  
青木一哉(代)  
村田真一(代)

足立恭二  
荒川一郎  
忠内巖大  
熊谷和宣  
照井裕之  
森田深(代)  
鈴木健之  
谷川泰淳(代)  
内山則之  
齋藤哲也  
森野央士(代)  
石井大貴(代)  
加藤彰二  
村上豊(代)  
金井貴大  
細川成己  
梅原徹也  
川原佑介  
常泉周二  
永島徹也  
近藤智洋

石塚 哲朗 代  
黒瀬 紗子 代  
大澤 友里恵 代  
秦 康之 代  
浜島 直子 代  
山本 泰生 代  
一井 里映 代  
富田 茉莉 代  
飯野 祐平 代  
五味 俊太郎 代  
在原 雅乃 代

第1	はじめに	1
第2	被告国に予見可能性が認められるとの原告の主張が失当であること	2
1	「O. P. + 10メートルを超える津波」を発生させる地震が外部電源系の機能を喪失させるものであるかについて原告らは何ら明らかにしていないこと	2
2	敷地高さを超える津波が到来しただけで本件事故が発生したとは認められず、予見可能性の対象は本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波であること	3
3	平成20年時点における貞観地震、津波に関する知見は平成18年当時の被告国の予見可能性を認める根拠とならないこと	4
4	予見可能性の程度につき、客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見は不要であるとする原告らの主張が失当であること	5
第3	被告国が地震、津波の各知見について適切に対応してきたこと	7
1	被告国の対応	8
2	被告国の対応が著しく合理性を欠くとは認められないこと	13

## 第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、原告らの2015（平成27）年3月12日付け準備書面(22)（以下「原告ら準備書面(22)」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

原告らは、福島第一発電所各号機の非常用電源設備及びその附属設備の位置と現実の機能喪失状況に加え、到来する津波の週上高が予測不可能であることを踏まえると、「O. P. + 10 mを超える津波」の到来によって、「全交流電源喪失に基づく炉心損傷を回避するための最後の命綱」である非常用電源設備等が機能喪失に至る現実的危険性があったから、本件における予見可能性の対象は、「O. P. + 10 mを超える津波」であるとする（原告ら準備書面(22)3～13ページ）。その上で、原告らは、被告国は、平成9年、遅くとも平成18年には、貞観地震、津波に関する知見に基づき、上記「O. P. + 10 mを超える津波」が到来する危険性を認識していたといえるところ、被告国は、上記地震、津波の知見を踏まえた具体的で実効的な措置を執らず、適切な規制権限の行使を怠ってきたことなどを主張する（原告ら準備書面(22)13～31ページ）。

しかしながら、①「O. P. + 10 mを超える津波」を発生させる地震が外部電源系の機能を喪失させるものであるかについて原告らは何ら明らかにしていない上、②そもそも敷地高さを超える津波が到来しただけで本件事故が発生したとは認められないから、本件における予見可能性の対象は飽くまで本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波であるというべきである。また、原告らの論では、③貞観地震、津波に関する知見は、平成20年10月時点のものであるから、これが平成18年当時における被告国の予見可能性を認める根拠とならないことは明らかである。さらに、④予見可能性を基礎づける知見の程度は、客観的かつ合理的根拠をもって、形成、確立した科学的知見であることを要するところ、⑤被告国は、確立されていない地震、津波に関する知見

に対しても被告東電に対して検討を促すなど本件事故の発生に至るまで適切に対応してきたものである。本準備書面においては、上記各点について、これまでの主張をふえんして述べる。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第2 被告国に予見可能性が認められるとの原告の主張が失当であること

1 「O. P. + 10メートルを超える津波」を発生させる地震が外部電源系の機能を喪失させるものであるかについて原告らは何ら明らかにしていないこと

原告らは、「全交流電源喪失を回避するためには、外部電源又は非常用ディーゼル発電機等からの電源が確保される必要がある」として、そのうち、「外部電源については、必ずしも、耐震強度が充分には確保されておらず、想定される範囲内の一定規模の地震動によって、機能喪失に至る危険があり得る。」のであり、「外部電源系が、機能喪失することが設計上も想定されている以上、（中略）非常用電源設備等が機能を維持することが、全交流電源喪失に基づく炉心損傷を回避するための最後の命綱」であるとした上で、非常用電源設備等を機能喪失に至らしめる現実的危険性のある「O. P. + 10メートルを超える津波」の到来こそが予見可能性の対象である旨主張する（原告ら準備書面(2) 3～9ページ）。

しかしながら、原告らは、「O. P. + 10メートルを超える津波」がいかなる位置でいかなる規模で発生した地震によるものであり、当該地震が福島第一発電所1号機から4号機の外部電源系にいかなる影響を及ぼすものか（外部電源系の機能を喪失させ得るものか、喪失させ得るとして、どの程度の影響を生じさせ得るものか等）については、全く明らかにしていない。

また、被告国第6準備書面第6の6(2)（66ページ）のとおり、福島第一発電所1号機から4号機の外部電源系は、耐震性について一般的な産業施設と

同等の安全性を備えていたところ、原告らが主張する「O. P. + 10メートルを超える津波」を発生させる地震が、福島第一発電所1号機から4号機の外部電源系が有する耐震安全性を超える地震動を生じさせ、同外部電源系の機能を喪失させ得るものかについても、何ら具体的な主張立証はされていない。

したがって、原告らの上記主張には、何ら根拠がなく、失当である。

2 敷地高さを超える津波が到来しただけで本件事故が発生したとは認められず、予見可能性の対象は本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波であること

(1) 原告らは、「福島第一原子力発電所の非常用電源設備及びその附属設備の設置位置から、敷地高を超える津波が到来したときに全交流電源喪失の現実的危険性がある」のであるから、「少なくともO. P. + 10 mを超える津波とそれをもたらす地震は、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらしうる程度の『地震及びこれに随伴する津波』であった」と主張する（原告準備書面(22) 2ページ）。

しかしながら、地震及びこれに伴う津波により福島第一発電所が全交流電源喪失に陥るか否か、炉心冷却機能を失い、放射性物質を放出する事故に至るか否かについては、地震及び津波による被災の範囲や程度、津波の遡上経路、各種設備、機器への影響の有無や程度（地震による損傷の有無及び程度、津波による浸水の有無、程度、時間等）、復旧に要する作業内容や時間等といった様々な要因によって定まるものであり、これらの要因は襲来する地震及び津波の規模（地震の大きさ、津波の水量、水流、水圧等）に大きく左右されるものである。したがって、単に敷地高さを超える津波が到来したというだけでは、福島第一発電所事故が発生したとは認められない。また、被告国第5準備書面第4の2、3（27～29ページ）のとおり、規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違背を問うものであり、その前提となる予見可能性も、結果発生の原

因となる事象について判断されるべきである。本件では、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した本件事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係において、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが職務上の法的義務に違背するものであったか否かが問われているのであるから、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。

したがって、原告らの上記主張は、失当である。

(2) なお、原告らは、津波の挙動は、波の合流が反射波といった性質に影響されるため、予測不可能であって、現に、「今回の到来した津波の高さ（推定）は、福島第一原子力発電所で約13m、福島第二原子力発電所で約9mとされている」のに対し、福島第一発電所1号機から4号機側エリアの浸水高はO.P.+約11.5～15.5メートル、福島第二発電所の浸水高はO.P.+約12～14.5メートルに達し、津波の高さからすれば乗り越えられないはずの敷地を乗り越えて浸水したなどと主張する（原告ら準備書面(2)10～13ページ）。

しかしながら、原告らが福島第一及び第二発電所における津波高さとして主張する「約13m」及び「約9m」は、検潮所設置位置付近のものであり、平常潮位を基準とするのに対し、浸水高は、基準面O.P.を基準とするものである。東電事故調査最終報告書（乙A第4号証の1）10ページの図にあるとおり、平常潮位と基準面O.P.とでは基準となる高さが異なるのであるから、検潮所設置位置付近の平常潮位を基準とした津波高さの数値と1号機から4号機側エリアの基準面O.P.を基準とした浸水高の数値とを比べて津波の高さが増幅したなどと論じることはできない。原告らの上記主張は、当該基準の違いを踏まえないもので、その前提において失当である。

3 平成20年時点における貞観地震、津波に関する知見は平成18年当時の被告国の予見可能性を認める根拠とならないこと

本件地震及びそれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来はもとより、O. P. + 10 メートルを超える津波の到来についても被告国に予見可能性が認められないことは、被告国第2準備書面第3（25～91ページ）、同第5準備書面第4～第6（26～66ページ）、同第7準備書面第2の1～4（1～14ページ）のとおりである。

原告らは、O. P. + 10 メートルを超える津波の到来が予見可能であったことの根拠として、平成20年の佐竹ほか（2008）に基づく被告東電の試算につき主張する（原告ら準備書面(22) 26ページ）。

しかし、被告国第2準備書面第2の1（2, 3ページ）、同第3の4(4)（89～91ページ）のとおり、国賠法上の違法は、行為当時を基準に判断されるべきであるところ、原告らは遅くとも平成18年には予見可能性が認められると主張するのであるから、その後の知見に基づいて予見可能性が認められるとする原告らの上記主張はそれ自体失当である。

しかも、平成20年の佐竹ほか（2008）により、被告国に予見可能性が認められないことは、被告国第2準備書面第3の3(8)イ(ア)（77, 78ページ）、同第7準備書面第2の3（10, 11ページ）で主張したとおりである。

#### 4 予見可能性の程度につき、客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見は不要であるとする原告らの主張が失当であること

原告らは、本件のように「不可侵の権利である生命・健康の保持が問題になっている事案においては、作為義務の導出の考慮要素である被侵害利益、予見可能性、結果回避可能性、期待可能性は、一応相互に独立したものである反面、相互に密接に関連しており、総合判断が求められる。特に、予見可能性の存在については、被侵害利益が生命、身体という不可侵の権利である場合においては、緩和して判断されることが求められている」から、地震及び津波に関する知見については、「当該知見が学会等において知見として確立したものとなることまでは要求されない」と主張する（原告ら準備書面(14) 23ページ、同準

備書面(22) 16ページ)。

しかし、予見可能性の判断は緩やかに解すべきとの原告らの主張が失当であることは、被告国第5準備書面第5(34~47ページ)で述べたとおりである。以下、補足して反論する。

(1) 現時点から過去を顧みて、回顧的に予見可能性を検討する原告らの主張が誤りであること

予見可能性の判断において、原告らがどの程度の知見を求めているのかは、必ずしも明らかでないが、このような原告らの上記主張は、結局のところ、予見可能性について、現時点から回顧的に措定する結果回避措置を講じるために、いかなる情報、知識があれば可能であったかを問うに等しい。

しかし、規制権限不行使の違法に関する累次の最高裁判決では、問題とされる規制権限不行使の当時の「具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」か否かが問われなければならないとされている。そのため、その当時確立していた科学的知見によって結果発生の予見が可能であったことが前提となって、初めて権限不行使について「著しく合理性を欠く」という評価が可能となり、違法判断が可能となるのである。これに対し、予見可能性の判断に際し、確立した科学的知見に至らない知見に基づく「認識ないし認識可能性」だけでは、権限不行使に当不当の問題は生じても「著しく合理性を欠く」などということはできない。原告らの立場は、最高裁判決によって確立された規制権限不行使の違法性の判断枠組みとは明らかに異なるものである。

(2) 福島第一発電所事故当時の科学技術水準や確立した科学的知見を離れて予見可能性の有無を検討することはできないこと

上記のとおり、予見可能性は、国賠法1条1項の違法の有無を判断する前提としての考慮要素であり、法が当該公務員に対して、結果発生の危険性との関係でどのような職務上の法的義務を課しているかを検討する前提として

の考慮要素となるものであるから、その判断は、権限不行使が問題とされる当時の科学技術水準や確立した科学的知見を離れては論じ得ない。

特に、本件では、高度の科学知識と科学技術を結集して設計、維持、管理がなされる原子炉施設における、核物理学、原子力工学、機械工学、放射線医学、地震学、地質学等多方面にわたる専門分野の知識経験を踏まえた将来の事象に係る予測判断が問題とされている。このような予測判断の場面において、これら専門分野における通説的見解においても想定することができなかつた事象を予見し、これに対する対策を義務づけるとすれば、経済産業大臣に不可能を強いる結果となることが明らかである。

したがって、本件においても、権限不行使が問題とされる当時において、学識経験者の間でどのような知見が形成、確立され、通説的見解とされていたのか、取り分け地震予測や津波予測といった、いまだに未解明の事項が多く残り、なお発展過程にある学術分野において、過去のデータの解析、予測条件や予測手法の評価等について、どのような研究成果が通用性を有するものとして専門家において広く受容され、どのような事項が今後の研究の継続により解明されるべき課題として認識されていたかが慎重に吟味される必要がある。当時の科学的知見に照らした評価を離れ、現時点から回顧的に結果回避措置を措定した上で予見可能性の有無を判断するべきとの原告らの主張は誤りである。

### 第3 被告国が地震、津波の各知見について適切に対応してきたこと

原告らが主張する津波に関する各知見によっても、被告国に予見可能性が認められないことはこれまで述べたとおりである。

もっとも、以下のとおり、被告国は、確立されていない知見であって予見可能性の根拠とならない知見に対しても、被告東電に対して検討を促すなど本件事故の発生に至るまで適切な対応をしてきたのであり、規制権限不行使

について許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くなどということはできない。

## 1 被告国の対応

### (1) 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」について

「『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について」（丙A第58号証）の作成、提出経緯の詳細は現時点では明らかではないが、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」の検討段階で、電気事業者が各原子力発電所に到来することが予測される津波高さに関する検討を行ったものと推測される。その過程で、被告国が電気事業者の検討結果に対して、「仮に今の数値解析の2倍で津波高さを評価した場合、その津波により原子力発電所がどうなるか、さらにその対策として何が考えられるかを提示するよう」求める要請を行い、それに対して提出されたのが「『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について」であったものと考えられる。

もっとも、上記の評価によっても、被告国第5準備書面第6の1(3)（50, 51ページ）のとおり、福島第一発電所について敷地高さを超える津波の到来を示すものはなかった。

### (2) 溢水勉強会について

平成16年12月26日のスマトラ沖地震に伴う津波によるインドマドラス発電所2号機の海水ポンプモーター水没事象等を踏まえて、平成18年1月から平成19年3月までにかけて、保安院、JNESで構成し、電気事業者らもオブザーバーとして参加した溢水勉強会を開催した。

溢水勉強会における調査、検討の内容、結果は被告国第2準備書面第3の3(7)（60～77ページ）のとおりであり、想定外津波すなわち予見可能性が認められない津波が到来し、敷地高さを超えて建屋に浸水した場合を仮定して、念のため機器への影響が検討された。

溢水勉強会では、内部溢水、津波による外部溢水を問わず、溢水に関する

る調査、検討を進めていたが、検討の過程で、平成18年の耐震設計審査指針改訂に伴い、外部溢水に係る津波の対応は耐震バックチェックに委ねることとされた。

### (3) 長期評価について

被告国第2準備書面第4の2（105～107ページ）で述べたとおり、原子力安全委員会は、平成18年9月19日、耐震設計審査指針を改訂した。平成18年耐震設計審査指針は、「地震学及び地震工学に関する新たな知見の蓄積並びに発電用軽水型原子炉施設の耐震設計技術の著しい改良及び進歩を反映したものであり（丙A第10号証の2・1ページ）、津波についても、指針8「地震随伴事象に対する考慮」において、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を要求した。

耐震設計審査指針は、同指針改訂後の原子炉設置等許可処分の申請に対する安全審査において適用されるものであり、同指針の改訂に伴って技術基準適合命令を発令することができる法体系にはなっていなかったが、保安院は、翌20日、電気事業者に対し、既設の発電用原子炉施設等について、改訂された耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告するよう行政指導として求めた（耐震バックチェック。乙A第5号証）。その際、保安院は、既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価に当たっては、「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」に基づいて実施することを求めている。そして、その評価手法及び確認基準においては、基準地震動S.sの策定に当たっての敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の検討のうち、「検討用地震」選定に当たっての地震の分類については、評価手法として「敷地周辺で発生する地震に関し、各種文献、観測データ及び活断層

等の調査結果を収集・検討し、過去の地震、活断層等の性質やプレートの性質、地震発生様式等を評価する」とし、敷地周辺で発生する地震に関する調査の手法として、「地震調査研究推進本部、中央防災会議等による地震・地震動に関する知見を調査・収集する」ことを求めている（乙A第5号証別添「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」6, 18及び19ページ）。

また、被告国第2準備書面第4の3(1)（107, 108ページ）で述べたとおり、保安院は、平成21年5月、最新の科学的、技術的知見（津波に関するものを含む。）を収集し、必要なものは原子力施設の耐震安全性評価に反映する等、耐震安全性の一層の向上に向けた取組を継続していくことなどを目的として、「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について（内規）」を定めるとともに、この内規に基づく対応を被告東電を含む電気事業者らに指示している。

すなわち、被告国は、長期評価を含む「地震調査研究推進本部（中略）による地震・地震動に関する知見」についても、念のため電気事業者において調査、収集し、原子炉施設の安全性評価に役立てるよう指導している。

#### （4）貞觀津波について

被告国第2準備書面第3の3(8)イ(イ)a（78, 79ページ）のとおり、貞觀地震及び貞觀津波については、平成21年6月及び7月の合同WGで議論され、合同WGの委員及び保安院担当者は、会議に出席した被告東電従業員に対し、貞觀地震及び貞觀津波の検討の必要性を指摘した。

同準備書面第4の3(3)イ（109ページ）のとおり、保安院は、合同WGの議論に基づき、平成21年7月21日付けの本件各評価書（被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書・丙A第37号証、同第38号証）においても、「現在、研究機関等により869年貞觀の地震

に係る津波堆積物や津波の波源等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、当院は、今後、事業者が津波評価及び地震動評価の観点から、適宜、当該調査研究の成果に応じた適切な対応を取るべきと考える。」と指摘した（同号証24ページ）。本件各評価書が審議された平成21年8月7日の原子力安全委員会地震・地震動評価委員会及び施設健全性評価委員会ワーキング・グループ1の第14回会議においても、保安院担当者が、本件各評価書の記載と同様に、「津波評価及び地震動評価の観点から、（引用者注：被告東電が）適宜当該調査研究の成果に応じた適切な対応をとるべきと考えるとしております。」と説明している（丙A第39号証23ページ）。

同準備書面第3の3(8)エ（82、83ページ）のとおり、保安院は、合同WGにおける議論を踏まえて、被告東電に対して貞觀津波等を踏まえた福島第一発電所等における津波評価、対策の現況についての説明を要請し、平成21年9月7日頃、被告東電から佐竹ほか（2008）に基づく波高の試算結果の説明を受けた際には、より安全側に立って、福島第一発電所等における津波対策の検討やその時点の貞觀津波の知見を踏まえたバックチェック最終報告書の提出を口頭で促した（甲A第2号証・400～402ページ）。

同準備書面第4の3(3)エ（110ページ）のとおり、保安院は、平成22年5月、被告東電から平成21年12月から平成22年3月までにおける福島県沿岸の津波堆積物調査の結果の報告を受けた際も、「津波堆積物が発見されなかったことをもって津波がなかったと評価することはできない」と伝えて、貞觀津波についての更なる検討を促した（甲A第2号証・403ページ参照）。

他方、同準備書面第3の3(8)ウ（80～82ページ）のとおり、地震本部の事務局である文部科学省研究開発局は、平成17年10月、国立大学法人東北大学に対し、「宮城県沖地震における重点的調査観測」との題目で、宮城県沖地震アスペリティ周辺におけるプレート間すべりのモニタリングの

実現と地震活動の時空間特性の把握、「連動型」宮城県沖地震の活動履歴の解明を目標として、業務を委託し（甲A第57号証），宮城県沖地震の解明に努めるなどしていた（甲A第58号証）。もっとも、その研究成果をまとめた平成22年の統括成果報告書（丙A第80号証）によっても、貞觀津波は、「来襲する津波がどの程度の規模になるのか、海岸地域への広がりやそれぞれの場所での遡上範囲等については十分な結論を得るには至らなかつた。また、貞觀津波のような津波についても、（中略）このような津波が、三陸海岸地域～仙台平野～常磐海岸地域で広く対比できるのかどうか、古い津波イベント堆積物の年代の特定とそれらの発生間隔、津波の影響範囲などを地質学的に検証するためにはさらなる調査が必要である。」とされた（同号証182ページ）。

#### （5）耐震バックチェックについて

前記（3）のとおり、保安院は、平成18年9月20日、電気事業者に対し、既設の発電用原子炉施設等について、改訂された耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告するよう指示した。

平成19年7月13日には、原子力安全委員会事務局から、バックチェックに係る検討の全体イメージが示された（丙A第59号証2ページ）。

当初、被告東電から提出された耐震バックチェックの実施計画においては、福島第一発電所については、平成18年度に地質調査が行われ、平成21年6月までをめどとして地震随伴事象である津波に対する安全性評価を含めた耐震安全性評価が行われるものとされていた。

しかしながら、耐震バックチェックの作業が進められていた平成19年7月16日に新潟県中越沖地震が発生した。経済産業大臣は、同月20日、被告東電を含む電気事業者に対し、同地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映するなどして、国民の安全を第一とした耐震安全性の確認などを指示した（丙A第50号証）。これを受け、被告東電は、同年

8月20日、従前提出していたバックチェック実施計画書を見直し、平成20年3月末までに耐震安全性評価の概略について中間報告書を提出するとした（丙A第51号証）。

その後、被告東電は、保安院に対し、同月31日、耐震バックチェック中間報告書を提出し、保安院は、合同WGの議論に基づき平成21年7月21日付で本件各評価書を作成し、被告東電に通知した。そして、原子力安全委員会は、同年11月19日、これを妥当なものと認めた。これらは、被告国第2準備書面第4の2(3), (4)（106ページ）で述べたとおりである。

なお、耐震バックチェックの作業は、当初の計画から遅れてしまったものの、それは、新潟県中越沖地震の発生を受けて、被告国が、電気事業者に対し、同地震から得られる最新知見を耐震安全性の評価に適切に反映し、国民の安全を第一とした耐震安全性を確認するよう求め、電気事業者において、改めて追加の調査等が必要となったためである。

もっとも、被告国第2準備書面第4の2(5)（107ページ）のとおり、保安院は、平成22年6月頃、電気事業連合会に連絡し、各事業者のバックチェックの進捗状況をまとめた一覧表を作成させた上、作業が遅れている被告東電等の事業者に対して、保安院として津波対策を含む最終報告書の早期提出を促すべく、指示を出すことを検討していることを伝えた。保安院は、平成23年3月7日にも、被告東電に対して、早期に津波対策についての検討を行い、バックチェックの最終報告書を提出するよう促すなどしていた（甲A第2号証・404ページ以下）。

## 2 被告国の対応が著しく合理性を欠くとは認められないこと

前記1のとおり、被告国は、津波に関する各知見について、これらが確立に至ったものではなく、被告国が規制権限を行使すべき作為義務の前提となる予見可能性の根拠となるものでない場合であっても、被告東電ら電気事業

者に対して検討を促すなど、本件事故の発生に至るまで適切に対応してきたものである。

これに対して、原告らが規制権限不行使の違法性を主張する平成18年当時、本件地震に伴う津波と同程度の津波はもとより福島第一発電所の敷地高さO. P. +10メートルを超える津波の到来を予見させるものはなかった。

加えて、長期評価に基づいて福島第一発電所の南側に到来する津波高さをO. P. +15. 7メートルと試算した被告東電のシミュレーションが被告国に報告されたのは本件地震の4日前である平成23年3月7日であり、同試算による被告国の規制権限行使によって本件事故の発生を回避することは不可能であることは、被告国第2準備書面第3の3(5)カ(イ)(52, 53ページ)のとおりである。

以上からすれば、被告国に予見可能性は認められず、被告国の対応が著しく合理性を欠き国賠法上違法であるとは認められない。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成25年6月10日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
訴状	訴状訂正申立書別添の訴状	答弁書	1	
福島第一発電所	東京電力福島第一原子力発電所	答弁書	2	
本件将来請求	請求の趣旨第3項(2), 第4項(2)及び第5項(2)の各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終結日後の支払を求める部分	答弁書	2	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	5	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に被告東電の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	8	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	11	
炉規法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	16	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	答弁書	16	
原賠支援機構	原子力損害賠償支援機構	答弁書	17	
中間指針	東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	答弁書	18	
中間指針第1次追補	東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補 (自主的避難等に係る損害について) (第一次追補)	答弁書	18	

中間指針第2次追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	答弁書	26	
昭和36年長期計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	39	
昭和42年長期計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	40	
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	41	
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	41	
昭和53年長期計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	42	
昭和57年長期計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
昭和62年長期計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
平成6年長期計画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	46	
平成12年長期計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	47	
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	53	
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	55	
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	57	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面	5	
原災法	原子力災害への対応を規定した原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	5	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面		
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	7	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	11	
本件設置等許可処分	福島第一発電所1号機については、昭和41年12月1日、同2号機については、昭和43年3月29日、同3号機については、昭和45年1月23日、同4号機については、昭和47年1月11日にそれぞれされた設置（変更）許可処分	第1準備書面	14	
後段規制	設計及び工事の方法の認可から施設定期検査までの規制	第1準備書面	16	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	17	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月18日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月23日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第1準備書面	19	
平成13年安全設計審査指針	昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年6月にその全面改訂が行われ、平成2年8月30日付け原子力安全委員会決定により全面改訂がされ、平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた	第1準備書面	25	
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	第1準備書面	26	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日、原子力安全委員会において、決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	30	

本件地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第1準備書面		
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第2準備書面	35	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第2準備書面	1	
宅建業者最高裁判決	最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第2準備書面	3	
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	5	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	7	
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面	7	
水質二法	公共用海域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面	8	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第2準備書面	13	
延宝房総沖地震	慶長三陸地震（1611年）及び1677年11月の地震	第2準備書面	16	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	第2準備書面	31	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第2準備書面	33	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされている津波	第2準備書面	51	
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第2準備書面	54	
			57	

マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第2準備書面		
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	59	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	63	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	63	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	63	
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)と題する論文	第2準備書面	77	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	79	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第2準備書面	79	
原告ら準備書面(2)	原告らの2013(平成25)年1月7日付け準備書面(2)	第4準備書面	1	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第4準備書面	11	
原告ら準備書面(10)	原告らの2014(平成26)年3月12日付け準備書面(10)	第5準備書面	1	

原告ら準備書面(13)	原告らの2014(平成26)年5月7日付け準備書面(13)	第5準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	第5準備書面	39	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第5準備書面	40	
原告ら準備書面(11)	原告らの2014(平成26)年3月5日付け準備書面(11)	第6準備書面	1	
原告ら準備書面(14)	原告らの2014(平成26)年5月7日付け準備書面(14)	第6準備書面	1	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	第6準備書面	55	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第6準備書面	55	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第6準備書面	79	
原告ら準備書面(18)	原告らの2014(平成26)年10月29日付け準備書面(18)	第7準備書面	1	
事故解析評価	原子炉設置許可処分申請に際して申請者が実施する事故防止対策に係る解析評価	第8準備書面	7	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	第8準備書面	12	
起因事象	異常や事故の発端となる事象	第8準備書面	25	
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全機能を有する系統	第8準備書面	26	
原告ら準備書面(21)	原告らの2015(平成27)年3月12日付け準備書面(21)	第9準備書面	1	
添田氏	添田孝史氏	第9準備書面	1	
島崎氏	東京大学教授島崎邦彦氏	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(22)	原告らの2015(平成27)年3月12日付け準備書面(22)	第10準備書面	1	

特に断らない限り答弁書とは、平成25年9月5日付け答弁書を指す。